

パレスチナ紛争と国際司法裁判所

対イスラエル訴訟の意義

玉田 大

Tamada Dai

[要旨]

イスラエルによるガザ侵攻が苛烈さを増していた2023年12月29日、南アフリカがイスラエルを相手取って国際司法裁判所（ICJ）に提訴した。南アは、イスラエルによるジェノサイド条約違反を訴えると同時に、軍事作戦の即時停止を命じる暫定措置を要請した。ICJは、第1命令と第2命令においてジェノサイド防止措置をとるようイスラエルに指示し、第3命令においてようやく軍事攻撃の停止を指示した。本件訴訟には、訴訟法上の多くの論点が含まれている（南アの提訴理由、原告適格、訴訟参加など）。その中でも重要な論点は、ジェノサイドのような国際社会の共通問題について、ICJの争訟手続が如何なる意義・効果を有するか、という点である。本件訴訟を見る際には、「南ア対イスラエル」という二面的な見方にとどまらず、多面的な視点が求められる。本稿では、本件訴訟の経過を概観した上で、訴訟法上の論点を分析し、その意義を検討する。

1 はじめに

イスラエルによるガザ侵攻が南部ハンユニスに到達していた2023年12月29日、南アフリカ共和国（以下、「南ア」）がイスラエルを相手取り、国際司法裁判所（ICJ）に提訴した（ガザ地区におけるジェノサイド条約適用事件⁽¹⁾、以下「本件訴訟」）。南アは、イスラエルによるジェノサイド条約の違反を主張し、軍事作戦の即時停止を指示する暫定措置をICJに要請した。ジェノサイド条約を根拠とした国家間訴訟は、本件が初めてではない⁽²⁾。また、ボスニア事件やクロアチア事件のように、武力紛争に付随するジェノサイド事件は以前にも存在する。しかし、本件訴訟は以下の点で前例がない。第1に、南アが原告国である。南アはイスラエルの軍事攻撃による直接被害国ではないものの、ジェノサイド条約上の当事国間対世的義務（obligations erga omnes partes）を根拠として原告適格が認められる。こうした訴訟が可能であることは、ICJの紛争解決機能が大きく変化していることを意味する。第2に、イスラエルが被告国である。そもそも、ジェノサイド条約はユダヤ人虐殺（ホロコースト）への反省を基に作成された条約である。イスラエルによるジェノサイド条約違反は、ジェノサイド被害者がジェノサイド加害者に転化することを意味する。現代世界がジェノサイドの負の連鎖を断ち切ることができるか否かが、本件訴訟では問われている。本稿では以下、本件訴訟の経過(2)、論点(3)、及び意義(4)を検討する。

2 本件訴訟の経過

本件訴訟は、未だ暫定措置の段階である。暫定措置とは、数年にわたる訴訟手続の間に訴訟当事国の権利が回復不能な侵害を受けるのを防ぐための手続である。その利点は、要件が緩く、提訴から短期間（早ければ数週間）で命令が発出され、命令に法的拘束力が認められる点にある。そのため、近年、暫定措置の利用が急増している。また、次の5つの要件が判例上で確立している。①一応の管轄権（*prima facie jurisdiction*）の存在、②保全すべき権利の尤もらしさ（*plausibility*）、③被保全権利と暫定措置の間の関連性、④権利が回復不能な侵害（*irreparable prejudice*）を被ること、⑤上記の権利侵害の現実的で急迫した危険という緊急性（*urgency*）、である。

(1) 第1暫定措置命令（2024年1月26日）

南アは、軍事作戦の即時停止などをイスラエルに指示する暫定措置をICJに要請した。第1暫定措置命令⁽³⁾において、ICJは上記の要件がすべて満たされると判断した。①両国間の見解対立から、両国間に「紛争」（ジェノサイド条約第9条）が生じており、一応の管轄権がある（25-30項）。また、ジェノサイド防止等は条約上の共通利益であると同時に当事国間対世的義務であり、南アの原告適格が一応認められる（33項）。②パレスチナ人の権利（条約上で保護される権利）と南アの権利（イスラエルに対する義務履行請求権）は「相関関係」にあり（43項）、それらの権利のうちの幾つかは「尤もらしい」（*plausible*）（54項）。③被保全権利と暫定措置の間に関連性がある（59項）。④⑤ガザ地区の破滅的な人道的状況により、上記権利（②）に対する回復不能な侵害が生じる現実的で急迫した危険があり、緊急性がある（74項）。以上のように判断した上で、ICJは以下の暫定措置を指示した（86項）。

(1) イスラエルは、ジェノサイド条約に基づく義務に従い、またガザ地区のパレスチナ人との関係において、条約第2条に含まれるあらゆる行為（特に、(a)殺人、(b)重大な身体的又は精神的な危害を加えること、(c)全部又は一部に身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を集団に対して故意に課すこと、及び、(d)出産を妨げることを意図した措置を課すこと）を防止するために、可能な限りあらゆる措置を講じなければならない（15-2）。(2) イスラエルは、自国軍隊が第1項に述べた行為を一切行わないことを直ちに保証しなければならない（15-2）。(3) イスラエルは、ガザ地区におけるパレスチナ人集団の構成員との関係で、ジェノサイド実行の直接かつ公然の扇動を防止し、処罰するために、可能な限りあらゆる措置を講じなければならない（16-1）。(4) イスラエルは、ガザ地区のパレスチナ人が直面する悪条件に対処するため、緊急に必要とされている基本サービス及び人道支援の提供を可能にするための即時かつ効果的な措置を講じなければならない（16-1）。(5) イスラエルは、ガザ地区のパレスチナ人集団の構成員に対するジェノサイド条約第2条及び第3条の行為の申立てに関連する証拠の破棄を防止し、その保全を確保するための効果的な措置を講じなければならない（15-2）。(6) イスラエルは、本命令を履行するために講じたあらゆる措置についての報告書を、本命令日より1ヵ月以内に裁判所に提出しなければならない（15-2）。

(2) 第2暫定措置命令 (2024年3月28日)

第1命令後の2月9日、イスラエルによるラファ侵攻が発表されたため、南アは「ラファにおける状況変化」を根拠として、職権による暫定措置の指示 (ICJ規則第75条1項) を要請した (2月12日)。ICJは、第1命令が (ラファを含む) ガザ全域に適用されることを理由として、追加の暫定措置は不要と判断した (第1決定⁽⁴⁾、2024年2月16日)。

その後、南アは、飢餓の発生 (主にガザ北部) を根拠として、第1命令の修正を求め、改めて「紛争の全参加者がすべての戦闘を即時に停止すること」等を指示する暫定措置を要請した (3月6日)。第2暫定措置命令 (3月28日)⁽⁵⁾ においてICJは、飢餓の「危険」だけでなく、飢餓が「発生している」 (is setting) と判断した (21項)。また、こうした状況は極めて深刻であり、ICJ規則第76条の意味における「状況の変化」 (a change in the situation) があるとし (22項)、第1命令を修正した上で、以下の暫定措置を指示した (51項)。

(1) 2024年1月26日の命令で指示した暫定措置を確認する (14-2)。(2) 以下の暫定措置を指示する。ジェノサイド条約上の義務に従い、ガザのパレスチナ人が直面する生活条件の悪化、特に飢餓の拡散に鑑み、イスラエルは、(a) 国連と完全に協力しつつ、遅滞なく、緊急に必要なとされる基本サービス、人道支援 (食料、水、電気、燃料、避難施設、衣服、衛生用品を含む)、及び医療用品と診療をガザ全域のパレスチナ人に妨害なく提供することを確保するためのあらゆる必要かつ効果的な措置を講じること (地上検問所の通行量と数を増やすこと、及び必要な限り長く検問所を開放することを含む) (16-0)。(b) ジェノサイド条約で保護されている集団としてのガザのパレスチナ人の権利を侵害する行為 (何らかの行為により、緊急に必要なとされる人道支援の配給を妨害することを含む) を自国の軍隊が実行しないことを即座に確保すること (15-1)。(3) 本命令後1ヵ月以内に、イスラエルが本命令を履行するためにとったすべての措置について裁判所に報告書を提出することを決定する (15-1)。

(3) 第3暫定措置命令 (2024年5月24日)

5月7日にイスラエルがラファ侵攻を開始したため、南アは暫定措置の修正及び新規の暫定措置の指示を要請した (5月10日)。ICJは、第2命令以降の経緯、とりわけ「ラファにおける軍事攻撃、及び、その結果生じる、既に極端に脆弱なガザ地区のパレスチナ住民の再度の大規模な強制移住は、ICJ規則第76条の意味における状況の変化 (a change in the situation) である」と述べ (29項)、以下の暫定措置を指示した⁽⁶⁾。

(1) 第1命令と第2命令の暫定措置を確認する。これらの暫定措置は即座にかつ効果的に実施されるべきである (13-2)。(2) ジェノサイド条約上の義務に従い、ラファの民間人が直面する生活条件の悪化に鑑み、イスラエルは、(a) 全体的に又は部分的に身体的破壊をもたらさうる生活条件をガザのパレスチナ人集団に課す可能性のある軍事攻撃及びラファにおける他の行動を即座に停止しなければならない (13-2)。(b) 緊急に必要なとされる基本サービス及び人道支援の妨害されない供給のため、ラファ検問所を開放しておかなければならない (13-2)。(c) 権限ある国連機関からジェノサイドの申立ての調査の権限を付与された審査委員会、事実調査団又はその他の調査機関がガザ地区に妨害なくアクセスすることを確保するための効果的な措置をとらなければならない (13-2)。(3) イスラエルは、本命令から1ヵ月以内に、本命

令を実施するためにとつたすべての措置につき、裁判所に報告書を提出しなければならない(13-2)。

(4) 今後の手続

本件訴訟は今後、訴訟参加、先決的抗弁（イスラエルが提起した場合）、本案の手続を控えている。現時点（2024年10月1日）で7カ国（ニカラグア、コロンビア、リビア、メキシコ、スペイン、トルコ、チリ）とパレスチナが訴訟参加の申請・宣言を行っている。ニカラグアは、ICJ規程第62条に基づく訴訟参加を申請しており、当事国間対世的義務を根拠として「法律的性質の利害関係」があると主張している⁽⁷⁾。この点に関する先例は存在しておらず、学説が分岐している⁽⁸⁾。他の国はすべてICJ規程第63条に基づく訴訟参加を宣言している。いずれもジェノサイド条約の締約国であり（留保なし）、「非当事者」参加の「権利」が認められる。パレスチナの訴訟参加はICJ規程第62条と第63条を根拠としているが、いずれの場合も、「国」要件（ICJ規程第34条）⁽⁹⁾が障害となる。

3 本件訴訟の論点

(1) なぜ南アが提訴したのか？

南アの提訴の背景には、複雑な内政上・外交上の要因がある。第1に、人種隔離政策（アパルトヘイト）を克服した南アは、同じアパルトヘイト被害者であるパレスチナ人との強い連帯を示してきた⁽¹⁰⁾。ネルソン・マンデラ大統領は、「パレスチナの自由がなければ、我々の自由は不完全である」という有名な発言を残している（1997年12月4日の演説）⁽¹¹⁾。南アの提訴は、パレスチナ人との連帯意識を示す行動と言えよう。第2に、（南アの提訴時点で）南ア総選挙の実施が2024年5月29日に予定されており、黒人を支持母体とする与党アフリカ民族会議（ANC）がパレスチナ支持であるのに対して、白人を支持母体とする野党民主同盟（DA）は親欧米・イスラエル支持の立場であった。そこで南ア政権は、ICJ提訴によって上記のマンデラ氏の立場（パレスチナ支持）を有権者にアピールし、マンデラ氏が率いた政党（ANC）の得票率拡大に繋げようとした⁽¹²⁾。南アの提訴は、「マンデラ神話」を頼った選挙活動の一環と言えよう。第3に、南アは非同盟外交を基本としつつ、解放闘争時に旧ソ連の支援を受けた経緯があり、またBRICSの一員として、中国・ロシア寄りの外交政策をとっている。ウクライナ関連決議（ロシア非難決議）にはすべて棄権しており⁽¹³⁾、ロシアとの合同軍事演習や武器支援も実施している⁽¹⁴⁾。対イスラエル訴訟は、西側諸国のダブル・スタンダードを顕在化させ、グローバル・サウス諸国を西側諸国から引き離し、間接的にロシアを支援する効果を有する。以上のように、南アの提訴の背景として、複雑な内政上・外交上の要因を指摘することができる。

(2) なぜ南アが原告になれるのか？

南アはパレスチナ紛争の当事者ではなく、イスラエルの軍事攻撃によって物理的損害を被っているわけではない。その南アが本件訴訟で原告になれるのは、次の判例が確立しているからである。すなわち、ジェノサイド条約のような当事国間対世的義務を内包する多数国間条約の場合、いずれの締約国であっても、他の締約国による条約義務違反から生じる国家責

任を追及するための原告適格 (standing) を有する⁽¹⁵⁾。当事国間対世的義務とは、一締約国が、他のすべての締約国との関係で負う義務である。この判例は、訴追引渡義務事件 (2012年)⁽¹⁶⁾で認められて以後、一貫して認められている。そのため、本件訴訟においてイスラエルは、南アの原告適格を争っていない (第1命令、33項)。

では、同様の場面で原告適格を否定した南西アフリカ事件判決 (第2段階、1966年)⁽¹⁷⁾はどのように克服されたのであろうか。この点に関しては、原告適格に関する判例の変遷を確認する必要がある⁽¹⁸⁾。①常設国際司法裁判所 (PCIJ) 時代には、裁判付託条項において明示的に特定国 (英仏伊日=国際連盟常任理事国) に原告適格を付与 (拡張) していた。②南西アフリカ事件では、同様に裁判付託条項による原告適格の拡張が争点となったが、(明示されていない以上) 不特定多数の国 (=すべての国際連盟加盟国) に原告適格を拡張することは否認された。このように、①②は、裁判付託条項による原告適格の拡張可能性が争点となった事案であった。これに対して、③上記のICJ判例は、(裁判付託条項ではなく) 実体法上の当事国間対世的義務を根拠として原告適格を拡張している。このように、①②と③では、原告適格の法的根拠が異なっており、判断内容が矛盾するわけではない。

(3) 誰の権利を保全しているのか？

本件訴訟では、一見すると、暫定措置によってパレスチナ人の権利が保全されているように見えるが、この理解は正確ではない。暫定措置は、「各当事者 [=訴訟当事国] のそれぞれの権利を保全するため」(ICJ規程第41条) の手続だからである。すなわち、暫定措置における被保全権利は南アの権利であって、パレスチナ人の権利ではない。この問題に対処するため、判例上、ICJは権利義務の「相関関係」(correlation) を認めてきた。すなわち、ジェノサイド条約上、①保護される集団の構成員の権利 (=パレスチナ人の権利)、②権利①を保護する締約国の義務 (=イスラエルの義務)、③義務②の履行を求める他の締約国の権利 (=南アの権利)、の間に相関関係があるという⁽¹⁹⁾。この相関関係において重要な点は、①と③が結合されることである。すなわち、権利①に対する回復不能な侵害が生じれば、これと相関関係にある権利③にも同様の侵害が生じることになる (第1命令、74項)。上記の疑問に即して言えば、本件の暫定措置によって保全されているのは、パレスチナ人の権利と南アの権利の双方であり、2つを結合させているのが上記の「相関関係」である。

(4) ジェノサイドの意図はあったのか？

本件訴訟の焦点の1つは、ジェノサイドの意図 (「破壊の意図」) の存否である。第1命令においてICJは、①ガザにおける大規模な人的被害と国連文書に言及した上で (46-50項)、②イスラエル高官の複数の具体的な発言に言及している (51-53項)。①は飢餓を問題視しており、②は (ハマスだけでなく) パレスチナ人自体を排除するという趣旨の発言を問題視している。一見すると、ICJがジェノサイドの「意図」を認定したように見えるが、確定的な判断ではない。ICJ自身が述べるように、暫定措置段階では、「南アが保護を求める権利が存在するか否かを確定的に決定することは求められておらず、[当該権利が] 尤もらしい (plausible) か否かを決定すれば十分」だからである (第1命令、36項)。

ただし、上記のように、ICJはイスラエル高官の発言に具体的に言及しており、パレスチナ

人の権利の存在（＝イスラエルの義務の存在）だけでなく、パレスチナ人の権利の侵害（＝イスラエルの義務違反）を強く示唆している。ジェノサイド研究の第一人者である Schabas の宣誓供述書（米国国内訴訟、後述）によれば、イスラエル高官の発言の形でジェノサイドの意図の「直接証拠」が存在しており、加えて、イスラエルの行動パターン（pattern of conduct）もその証拠となり、ジェノサイドの意図を推定するという⁽²⁰⁾。

(5) ジェノサイド条約は軍事攻撃を禁止しているか？

暫定措置における南アの最大の目標は、イスラエルの軍事作戦（特にラファ侵攻）の停止であった。ただし、ジェノサイド条約を根拠として軍事作戦の停止を求めることは、そもそも難しい。例えば、ボスニア・ジェノサイド事件（暫定措置）において、原告国は敵対行為の停止命令を要請したが、ICJはこれを棄却し、次のように述べている。「最終的に [本案] 判決の基礎を構成することになる権利以外の権利の保全のための暫定措置を指示すべきでない。従って、要請された暫定措置の審査は、ジェノサイド条約の射程に含まれる措置に限定する」⁽²¹⁾（傍点：玉田）。このように、敵対行為（武力紛争）の停止を求める原告の権利は、ジェノサイド条約の射程外と解されている。これに対して、ジェノサイド主張事件（ウクライナ対ロシア、暫定措置）では、同じくジェノサイド条約を根拠としつつ、ICJはロシアに対して「軍事作戦を即座に停止すること」を命じている⁽²²⁾。ただし、本件の場合、国連総会がロシアの「侵略」（aggression）を非難していたという例外的事情が存在する⁽²³⁾。また、ICJは先決的抗弁判決（2024年）において、武力行使の合法性がジェノサイド条約の事項的管轄権に含まれないことを明言している⁽²⁴⁾。以上のように、ジェノサイド条約を根拠として軍事作戦の停止を指示する暫定措置が認められるのは、極めて例外的な場合に限り解される。

(6) 軍事攻撃の即時停止は命じられたのか？

イスラエルの軍事作戦の即時停止を求める南アの要請について、ICJは、第1命令と第2命令ではこれを棄却した（ただし判断理由は不明）。他方、下記の第3命令の主文第2項(a)（下線：玉田）において、ICJは軍事攻撃の即時停止をイスラエルに命じたが、解釈上の疑問が生じている。

(2) Indicates the following provisional measures:

The State of Israel shall, in conformity with its obligations under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, and in view of the worsening conditions of life faced by civilians in the Rafah Governorate:

(a) By thirteen votes to two,

Immediately halt its military offensive, and any other action in the Rafah Governorate, which may inflict on the Palestinian group in Gaza conditions of life that could bring about its physical destruction in whole or in part;

解釈Aは、which以下の下線部がany other actionだけに係ると理解しており、解釈Bは、下線部がmilitary offensiveも修飾すると解する。この点について、以下の理由で解釈Bが妥当と考えられる。第1に、主文第2項では、「軍事攻撃」（military offensive）と「その他の行為」（any other action）が分離可能なように読めるが、命令理由では、「軍事攻撃、及び、その結果

生じる (resulting) […] 強制移住」(傍点：玉田) が、暫定措置の修正要件である「状況の変化」であると判断されている(第3命令、29、43項)。すなわち、「軍事攻撃」と「その他の行為」(＝強制移住) は一体的に捉えられている。第2に、主文第2項柱書は、「ジェノサイド条約上の義務に従い」と述べている。上記のように、ジェノサイド条約上、軍事攻撃の即時停止の義務は定められていない。以上より、解釈Bが妥当する。ただし、この解釈を採用したとしても、「全体又は部分的に物理的破壊をもたらし得る生活条件をガザのパレスチナ人集団に課す可能性がある」限りにおいて、ラファ軍事攻撃を即座に停止する義務があることには変わりない。

上記の2つの解釈については、裁判官の間でも見解は分かれている。それ故、できるだけ多くの賛成票を得るために(すなわち、いずれの解釈も採用しようように)、不明瞭な主文が選択されたと考えられる⁽²⁵⁾。ただし、暫定措置命令は法的拘束力を有しており、後の手続(本案)において命令違反の有無が争われる可能性が高いため、解釈の余地を残す命令主文は本来的に望ましくない。

4 本件訴訟の意義

(1) 暫定措置命令の法的効果

被告国イスラエルに対する法的効果という観点から見た場合、ICJの暫定措置命令には以下の特徴と限界がある。第1に、暫定措置「命令」は法的拘束力を有しており、この点で「判決」と変わらない。ただし、暫定措置命令は「終結判決があるまで」効力を有するにとどまる(ICJ規程第41条2)。第2に、「判決」(judgment)の不履行の場合、国連安全保障理事会による強制執行が予定されている(国連憲章第94条2)。ただし、仮に暫定措置「命令」を「判決」と同視しようとしても、安保理の常任理事国による拒否権行使が想定される。第3に、暫定措置の要件は緩く設定されており、措置自体は比較的容易に指示される。そのため逆に、後の手続において判断が覆されることがある(＝管轄権の否定、又は義務違反の否定)。本件訴訟においても、本案判断においてイスラエルによるジェノサイド条約違反が認定されない可能性がある。ただし、本案判断から独立して、暫定措置命令の違反が認定されうる⁽²⁶⁾。従って、南アの最後の抛り所は、本案判断において、暫定措置命令の違反認定を得ることである。第4に、暫定措置命令に違反した場合、国際法上の義務違反となる。ただし、判例上、ICJによる違反認定が宣言されるにとどまり、原状回復や金銭賠償が命じられたことはない。以上のように、被告国であるイスラエルとの関係では、暫定措置の意義や効果には限界がある。ただし、次に見るように、訴外の第三国への法的影響について、別途検討が必要である。

(2) ジェノサイド防止義務の発生

ICJの暫定措置命令は訴外の第三国を法的に拘束しないものの、ジェノサイド防止義務(ジェノサイド条約第1条)を通じて、法的影響を及ぼす。判例上、当該義務には次の2要件がある。第1に、防止義務を負うのは、「ジェノサイドを実行する可能性のある、又は既に実行している人物の行為に対して実効的に影響を与え得る能力(capacity to influence)」を有する国である⁽²⁷⁾。影響能力の判断要素は複合的であるが(地理的距離、政治的リンクの強さなど)、イス

ラエルへの政治的・経済的・軍事的支援という点で、少なくとも米国とドイツは防止義務を負うと考えられる⁽²⁸⁾。第2に、ジェノサイド防止義務は、「ジェノサイドが実行される深刻な危険 (a serious risk) の存在を知った時点、又は通常であれば知っているべきである時点 (learns of, or should normally have learned of)」で発生する⁽²⁹⁾。通常、暫定措置における「被保全権利の尤もらしさ (plausibility)」の閾値は低いため、防止義務のトリガーとなる「深刻な危険」の水準には達しない⁽³⁰⁾。ただし、本件の場合、(上述のように) ICJは権利侵害(=イスラエルの義務違反)を強く示唆する判断を示しており、「深刻な危険」の認識を発生させるのに十分と考えられる⁽³¹⁾。従って、米国とドイツは、イスラエルによるジェノサイドの実行を防止する義務を負う。当該義務は「行為の義務」であり、「国家があらゆる防止措置——自国の権限内にあり、ジェノサイド防止に寄与し得たもの——を明らかにとらなかった場合」に義務違反が生じる⁽³²⁾。すなわち、両国がジェノサイドの深刻な危険のある行為に使用される武器の輸出を停止しなければ、防止義務の違反が生じる。この点を根拠として、次に見るように、両国を相手とした「ジェノサイド防止訴訟」が展開されている。

(3) ジェノサイド防止訴訟 (米国国内訴訟)

2023年11月13日、パレスチナ国際児童擁護団体 (NGO) がバイデン大統領他を相手取って提訴し⁽³³⁾、米国政府によるイスラエル支援 (軍事・経済) がジェノサイド防止義務に違反すると主張した。原告は、イスラエル支援行為の仮差止めも申立てている。第一審のカリフォルニア連邦地方裁判所は、最終的には政治問題の法理を適用して管轄権を否定したものの (2024年1月31日決定)、その理由においてICJの第1暫定措置命令 (2024年1月26日) に触れた上で、「イスラエル軍によるガザ地区のパレスチナ人の現在の処遇は、国際法に違反するジェノサイドとなる蓋然性を有する (may plausibly constitute)」と述べている (裁判所決定、p. 4)。また、裁判所は、「イスラエルの行動がジェノサイドに相当することは尤もらしい (plausible)」とした上で、「ガザのパレスチナ人に対する軍事的包囲への被告 [米国政府高官] のたゆまぬ支援 (unflagging support) の結果を審査することを被告に要請する」という (裁判所決定、p. 8)。このように、ICJの暫定措置を根拠として、被告がジェノサイド防止義務を負うことが示唆されている。

(4) ジェノサイド防止訴訟 (ニカラグア対ドイツ)

2024年3月1日、ニカラグアがドイツを相手取ってICJに提訴した (パレスチナ占領地に関する国際義務違反事件)⁽³⁴⁾。ニカラグアは、ドイツによるイスラエル支援 (軍需品輸出) がジェノサイド防止義務等に違反すると主張し、輸出許可の即時停止を命じる暫定措置をICJに要請した。ただし、ICJはこの要請を却下している (2024年4月30日命令)。ICJの判断理由は明確ではないが、ドイツが武器貿易条約の締約国であり、輸出管理制度が厳格に運用されていることに触れており (16-19項)、これらの事実を根拠として、権利侵害の緊急性を否定したと解される。この暫定措置命令から示唆されるのは、輸出管理制度が適切に設立・運用されていない場合 (例えば、輸出される武器がジェノサイドの実行に使用される恐れがないか、輸出前に審査していない場合)、ジェノサイド防止義務に違反する可能性があるということである⁽³⁵⁾。

5 おわりに

外見上、本件訴訟は「南ア対イスラエル」という二辺的な争訟事件であるが、訴訟の構造は多辺化している。第1に、訴訟の開始形態が多辺化している。本件の場合、ジェノサイド条約締約国（全153ヵ国）の一つとして南アが提訴し、原告適格が認められている。換言すれば、本来、ジェノサイド条約の締約国であれば、（南アでなくても）どの国でも原告になることができる。そもそも、ジェノサイドは「文明世界によって罪悪と認められた国際法上の犯罪」であり（ジェノサイド条約前文）、国際社会全体の問題である。それ故、当事国間対世的義務を根拠として、すべての締約国に原告適格が認められている。この点については判例が確立しているため、今後も同様の訴訟が提起されるであろう。近年、ICJの争訟手続は急速に機能変化を起こしており、こうした判例動向に沿って本件訴訟を理解する必要がある。

第2に、訴訟の法的影響が多辺化している。ICJの判断は、ジェノサイド防止義務や各国の輸出管理制度を発動させるトリガーとして機能しており、訴外の第三国に法的影響を及ぼす。さらに、ジェノサイド防止義務が作用すると、イスラエルに対する西側諸国の支援（経済・軍事・政治）が停止・制限され、これがイスラエルに対する行動抑止として機能する。このように、ICJの判断は対イスラエル包囲網の形成に貢献しており、この点でも訴訟の多辺化を指摘することができる。

最後に、本件訴訟は暫定措置の段階であり、本案判決までに長い年月がかかることが予想される（ボスニア事件では、提訴から本案判決まで14年かかっている）。イスラエルによるジェノサイド条約違反を認めるか否かという重大な案件ではあるが、むしろそれ故に、できる限り早期の判決言渡しを期待したい。

- (1) Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel), <https://www.icj-cij.org/case/192>.
- (2) 本件以前でジェノサイド条約に関連するICJ国家間訴訟は、以下の6件である。①ボスニア事件、②武力行使事件（厳密には10件）、③クロアチア事件、④コンゴ事件、⑤ロヒンギャ事件、⑥ジェノサイド主張事件。玉田大「ジェノサイド条約——ジェノサイド犯罪の防止と処罰」『法学教室』520号（2024年）、29ページ。
- (3) Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel), Provisional Measures, Order (26 January 2024). 以下、「第1命令」。
- (4) ICJ Press Release, No. 2024/16 (16 February 2024).
- (5) Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel), Provisional Measures, Order (28 March 2024). 以下、「第2命令」。
- (6) Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel), Provisional Measures, Order (24 May 2024). 以下、「第3命令」。
- (7) Application for Permission to Intervene by the Government of the Republic of Nicaragua (23 January 2024), para. 14.
- (8) Dai Tamada, 'War in Ukraine and the International Court of Justice: Provisional Measures and the Third-Party Right to Intervene in Proceedings', *International Community Law Review*, vol. 26, issue 1–2 (2024), pp. 55–56.
- (9) ICJ規程第34条1「国のみが、裁判所に係属する事件の当事者となることができる」。Only states

may be parties in cases before the Court. Seuls les Etats ont qualité pour se presenter devant la Cour.

- (10) Cristiano d’Orsi, ‘Symposium on Unbroken Bond: Tracing the Ties Between African and Palestinian Anti-Colonial Struggles – When Nelson Mandela was (Considered) a Terrorist and the “Natural Alliance” between South Africa and Palestine’, *Opinio Juris* (9 August 2024), <https://opiniojuris.org/2024/08/09/symposium-on-unbroken-bond-tracing-the-ties-between-african-and-palestinian-anti-colonial-struggles-when-nelson-mandela-was-considered-a-terrorist-and-the-natural-alliance-between-south-africa/>.
- (11) Address by President Nelson Mandela at International Day of Solidarity with Palestinian People, Pretoria (4 December 1997), http://www.mandela.gov.za/mandela_speeches/1997/971204_palestinian.htm?trk=public_post_comment-text.
- (12) Ilham Rawoot, ‘“Jolt to reality”: Gaza war shakes up South Africa’s election campaign’, Aljazeera (28 February 2024), <https://www.aljazeera.com/features/2024/2/28/jolt-to-reality-gaza-war-forces-voter-rethink-ahead-of-south-africa-poll>.
- (13) A/RES/ES-11/1 (2 March 2022) から A/RES/ES-11/6 (23 February 2023) までの6つの決議につき、南アはすべて棄権している。藤生将治「ウクライナ情勢をめぐるグローバル・サウスの動向——国連総会決議をめぐる各国の投票行動を中心に」『立法と調査』457号（2023年）、66ページ参照。
- (14) Cecilia Macaulay and Pumza Fihlani, ‘Lavrov visit to South Africa: Pandor defends joint Russia-China military exercise’, BBC (24 January 2023), <https://www.bbc.com/news/world-africa-64373448>.
- (15) 玉田大「国際裁判における客観訴訟論」『国際法外交雑誌』116巻1号（2017年）、16–22ページ。玉田大「国際司法裁判所の機能変化——紛争解決と国際コントロールの重層化」『世界法年報』43号（2024年）、178–182ページ。
- (16) Questions relating to the Obligation to Prosecute or Extradite (Belgium v. Senegal), Judgment (20 July 2012), [2012 II] ICJ Rep 449 [68].
- (17) 南アが南西アフリカ（現ナミビア）でアパルトヘイト政策を実施していたことに対して、南西アフリカ委任状の義務に違反するとしてエチオピアとリベリアが南アを相手取ってICJに提訴した。ICJは、両国の原告適格を否定した。
- (18) 玉田、前掲注(15)（機能変化）、175–182ページ。
- (19) 玉田大「国際司法裁判所の機能変化——暫定措置による共同体利益の保護」『法学論叢』194巻4・5・6号（2024年）、72–73ページ。
- (20) 後述の米国国内訴訟において提出された供述書。Declaration of Wiliam A. Schabas in Support of Plaintiffs’ Motion for Preliminary Injunction (16 November 2023), https://ccrjustice.org/sites/default/files/attach/2023/11/Declaration%20Expert%20William%20Schabas_w.pdf, para. 17. なお、Schabasは、ジェノサイド条約第2条(a)(b)(c)に該当する行為があると捉えている。
- (21) Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), Provisional Measures, Order (8 April 1993), [1993] ICJ Rep 19 [35]; Ibid, Order (13 September 1993), [1993] ICJ Rep 342 [36].
- (22) Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation), Provisional Measures, Order (16 March 2022), [2022] ICJ Rep 231 [86].
- (23) A/RES/ES-11/1 (2 March 2022) (Aggression against Ukraine), para. 2.
- (24) Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation), Preliminary Objections, Judgment (2 February 2024), [2024] ICJ Rep [147].
- (25) Juliette McIntyre, ‘Consensus, at what Cost?’, *Verfassungsblog* (25 May 2024), <https://verfassungsblog.de/consensus-at-what-cost/>.
- (26) Dai Tamada, ‘Still Valid: Provisional Measures in Ukraine v. Russia (Allegations of Genocide)’, *EJIL Talk!*

- (15 March 2024), <https://www.ejiltalk.org/still-valid-provisional-measures-in-ukraine-v-russia-allegations-of-genocide/>.
- (27) Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), Judgment (26 February 2007), [2007] ICJ Rep 221 [430].
- (28) ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) によれば、イスラエルの武器輸入 (2019–2023 年) は米国 (69%) とドイツ (30%) に大きく依存している。 https://www.sipri.org/sites/default/files/2024-03/fs_2403_at_2023.pdf.
- (29) [2007] ICJ Rep 222 [431].
- (30) Brian L. Cox, 'Evaluating Security Assistance to Israel Following ICJ Provisional Measures Order', *EJIL Talk!* (7 March 2024), <https://www.ejiltalk.org/evaluating-security-assistance-to-israel-following-icj-provisional-measures-order/>.
- (31) Jinan Bastaki, 'The ICJ's Provisional Orders Measures and the Responsibility of Third States', *Opinio Juris* (5 February 2024), <https://opiniojuris.org/2024/02/05/the-icjs-provisional-orders-measures-and-the-responsibility-of-third-states/>.
- (32) [2007] ICJ Rep 221 [430].
- (33) Defense for Children International – Palestine v. Biden, <https://ccrjustice.org/DCIP-v-Biden>. 訴訟関連資料はこのウェブサイトすべてに掲載されているため、以下では引用を省略する。
- (34) Alleged Breaches of Certain International Obligations in respect of the Occupied Palestinian Territory (Nicaragua v. Germany), <https://www.icj-cij.org/case/193>. ニカラグアは、ドイツ、カナダ、オランダ、英国を相手に提訴する意向を示していた。'Nicaragua llevará a la Corte Internacional a Alemania, Canadá, Países Bajos y Reino Unido por secundar el genocidio palestino', *Público* (5/2/2024), https://www.publico.es/internacional/nicaragua-lleva-corte-internacional-alemania-canada-paises-bajos-reino-unido-secundar-genocidio-palestino.html?utm_source=twitter&utm_medium=social&utm_campaign=web.
- (35) Stefan Talmon, 'The International Court of Justice Severely Limits Germany's Ability to Transfer Arms to Israel', *GPIL – German Practice in International Law* (2 May 2024), <https://gpil.jura.uni-bonn.de/2024/05/why-the-provisional-measures-order-in-nicaragua-v-germany-severely-limits-germanys-ability-to-transfer-arms-to-israel/>.
- ※本稿内の URL の最終確認日は、すべて 2024 年 10 月 1 日である。